

10 農林水産省(特区第12次提案 再検討要請) .xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100010	市民農園法における市民農園経営主体の制限の一部解除	市民農園整備促進法第2条第2項 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく特定農地貸付けを実施できる者は、地方公共団体及び農業協同組合に限定されていたが、平成17年9月1日より、それ以外の者も特定農地貸付けを実施することが可能となっている。	市民農園法は、市民農園の経営主体すなわち農地を小区画して一般市民に貸し出すことができる者を公共機関が農業協同組合に制限している。かかる規制を政令指定都市および各県の農庁所在地に限定して撤廃して欲しい。	経営主体規制により市民農園は絶対数がすくなく、大都市では順番待ちの状態になっており、都市部においては父祖から農地を受け継いだ人あるいは土地付一戸建家屋を購入する資力をもつ富裕層しか農業に親しむ機会を持っていない。就農を考えている人にとって農業経験を積む機会が狭められているのみならず、青少年の育成に資する農業体験の機会も狭められている。また野菜を作ることは、野菜を食生活に積極的に取り入れる姿勢を導く、国民の健康にも資することになるが、このようなリッチも失われている。また農業従事者の高齢化により都市近郊の農地のなかにも荒地化するものが今後出てくるが、とりあえずは市民農園として貸し出すことができ、現金収入が得られるならば、農業生産に向けた土地として存続させることもできる。	E		特定農地貸付けに関する農地法等の特例に基づく特定農地貸付けを実施できる者は、地方公共団体及び農業協同組合に限定されていたが、平成17年9月1日より、それ以外の者も特定農地貸付けを実施することが可能となっている。	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設することは可能と考えてよいか、		1001010	個人	岡山県	農林水産省	
100020	農地の転用許可における一部要件緩和	農地法第3条、第5条	耕作目的で農地の権利設定等しようとする場合には農地法第3条の許可、転用目的で農地の権利設定等しようとする場合には第5条の許可が必要。	農地の住居などへの転用については農地法5条により規制され、厳しい種別がなされている。この許可を、小規模農地付住宅への転用については緩和した要件で適用する。あるいは届出制にまで緩和してほしい。	食料は国家にとって戦略物資であり一定以上の自給率はなんとしても確保しなければならぬ。しかし日本の農作物は商品としては価格が高すぎて輸入農産物には太刀打ちできない。とすれば商品としての枠組みでなく自給自足品としてとらえなおすことが必要となる。また自給自足レベルの小規模兼業農業でも、それを行う人が多数存在すれば、ノウハウの継承、農地荒廃の防止、その地域に育つ青少年に農業という職業選択の可能性を広げる等々から将来の自給率を上げる布石にもなる。一方で、健康あるいは子孫の最低の生活の保障のために、他に職業をもつつも自分の食べもの、あるいは自分で作れる土地をもちたい、という希望をもつ人は多いはずである。このような小規模農業を営むには、10aもあれば十分であるが、このような半端な広さの土地を農地としては購入することはできないが現状である。現在、農地を所有できるのは50a以上の農地を購入できる資力と耕作できる時間をもとにもつた人から農地を相続できる人のみである。確かに農地を借りることはできるが、借地は返還を前提とするので自分のやりたいように農業を行うことには支障があるし、返さなければならぬ土地にはあまり力が入れられない。宅地に転用してから購入するのであれば準備が高くなりすぎるし、供給可能な数も限られる。そこで農地法上、「小規模農地付き宅地」という独自類型を設定し、それに転用するときにはまがりなりにも農地として残ることを助産して要件を緩和して許可するにすれば、法と現実の空隙を埋めることができる。但、確実に農業が営まれるように、購入面積には、たとえば10a以上、50a以下等の要件を加え、かつ同地への居住とともに、総面積の20%以上は家屋建築などに使用してはならないなどの制限を設けるべきでもある。農地の大規模化という政策との両立の為に、この特殊類型は地域的に都市周辺に限定する、ということも考える。当然この土地を一般の宅地に転用するときには従来通りの厳しい農地法の運用がなされるべきでもある。	C		農地法第3条の許可は、不耕作目的での農地取得を防止し、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されるためのものであり、第5条の許可は、農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保し、併せて計画的な土地利用を進めていくためのものである。このように第3条と第5条の許可の趣旨が真なっていることから、「小規模農地付き宅地」という独自類型を設定し、両方の手続きを一本化することは困難である。また、農地法第5条の許可の基準は、農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保するとともに、住宅、工場等の無秩序な立地による農業環境の悪化を防止して農業上の土地利用が合理的に行われるようにするための必要最低限のものであり、基準を緩和することは認められない。なお、市街化区域内にある農地の場合には、あらかじめ農業委員会への届出を行うことにより、転用が可能となっている。また、耕作目的で農地を取得する際の下限面積50aについては、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域においては、10aまで引き下げることも可能であり、提案の趣旨は実現可能である。さらに、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ると認められない場合には、当該部分が現に耕作されている農地法上の農地には該当せず、このような利用が行われている土地について、住宅の敷地と一体のものとして売買等を行う場合には、農地法に規定する農地の権利移動の許可を受ける必要はない。	農地法上、「小規模農地付き宅地」という独自類型を設定し、農地転用の許可対象とするよう要件を緩和しなくても、提案の趣旨である耕作目的での20aの農地取得は可能と考えてよいか、右提案者意見も踏まえ再度回答された。	ご回答ありがとうございます。耕作目的で農地を取得する際の下限面積50aについては10aまで引き下げることが可能であるとのことですが、その根拠法令・通達およびその手続きについての詳細などがあれば教えて頂けないでしょうか、	1001020	個人	岡山県	農林水産省	
100030	農地の権利取得後の耕作の事業に供すべき農地に係る下限面積要件の特例設定基準の弾力化	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく(農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域においては、10aまで引き下げることも可能となっている。また、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律における農地の貸付けは、10a未満での面積で5年以内としている。	農地の権利取得後に、耕作事業を行う場合に必要とされる農地の合計面積に係る下限面積要件を、1アール以上より地域の実情に応じて設定出来るようにする。	農地の下限面積要件を大幅に緩和することで、小面積でも自前の農地を所有することを可能にすることにより、野菜づくりや果樹園栽培を通じて、団塊世代や元気な熟年世代のセカンドライフの健康と生きがいづくりをする。また、特に地方出身者の多い大都市である大阪の近郊で小規模の農地を所有することは、地方出身者の第2の故郷づくりの基礎をつくることにも、週末に気軽に子や孫を呼び、自然との共生(働く喜びを伝えることと社会教育にも役立つ。また農水省、厚生省や国土省が推奨する都市と農村の共生プロジェクトにも合致すると考える。一方で農水省の調査アンケートによると、50歳以上の約3人に2人の方が農業を主体とした田舎暮らしを希望しているとのデータもあるが、現制度では貸農園等の制度を利用するしかない。しかし、貸農園は1年契約制であることから果樹など多年生植物の栽培や、土づくりや肥料など、長期的な耕作計画に基づく耕作ができない。また、貸農園の年間借地料も高値であり、収穫作物より高くつのが現状である。このように、農業に取り組みたい人で小規模農地の所有のニーズは高いと考える。また、農地所有者も後継者不足が問題となっており、農地を相続した者も農業を続けられない場合も多い。また、農地を処分しようとしても購入者が見つからない、あるいは賃貸するにも権利や手続等の理由から消極的になりがちである。このような理由から、現在耕作放棄地の増加等の問題が生じている。以上のように、市民のニーズや農地所有者の事情を勘案し、小規模な農地で農業をすることを可能にするため、農地取得の下限面積要件の緩和が必要であると考える。	C		農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望まない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制度を採っている。許可の際の要件のひとつとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域においては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることが可能となっている。しかしながら、下限面積要件を1aまで緩和できるように措置することは、零細で非効率な農地利用を招くことから、認めることはできない。	右提案者意見を踏まえ再度回答された。	提案の趣旨は、農業で自立することを目的とするのではなく、農業に興味を持つ団塊世代や熟年世代が、家族が消費する程度の農作物を作り、農業を通じて子や孫とともに自然との共生で働く喜びを共有することを目的としている。その為には、1aから数a程度の農地で十分であり、10a以上の農地では相当の農機具等も必要になることから提案の趣旨に沿うことは出来ないと考え、また、貸農園では制度として不十分であることは提案書に記載したとおりである。以上の提案の趣旨を勘案し、再検討をお願いしたい。また、下限面積要件を10aまで引き下げることが可能としているが、引き下げを10aまでとした根拠について明らかにされたい。	1007010	個人	鹿児島県	農林水産省	
100040	河川敷において作物栽培可能とする要件緩和	農地法第3条第1項	農地は又採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、賃権、使用賃借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。(農地法第3条第1項)	人と地域を再生する「菜の花プロジェクト」を、沿河川の河川敷にて展開し、菜種を収穫出来る様、要件緩和を求めらる。	本プロジェクトの目的は、備後の母なる芦田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として蘇らせる。使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大気汚染対策。菜の花をいっぱい植えて花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育。休耕田や放置された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の向上。'地球環境や私たちの未来に配慮している分、'エコ価値、高い製品の製造とコミュニケーションを促進。地域基金と地域通貨創造による環境活動等への支援。住民+企業+教育機関+各自治体等が協働して'持続可能な地域自立の資源循環型社会'を実現。提案理由:本プロジェクトの目的を達成する為に、菜種の収穫は必要不可欠である。代替措置:菜種を単なる作物と捉えず、環境浄化装置として、又、環境教育のツールとして、そして、地域再生の象徴として考慮していただきたい。	D		農地法では、河川敷は、通常の農地と同様に扱っており、特別な要件を課しているわけではない。なお、河川敷内の農地以外の土地を、当該占用許可等を受けた後に農地に開墾する場合には、農地法第3条第1項の許可は不要である。			BINGO菜の花プロジェクト	1023050	個人	広島県	農林水産省 国土交通省
100050	良質な菜の花栽培可能とする為に菜種の配布を可能とする要件緩和	種苗法第20条第1項	登録品種の種子を育成者の許可を得ることなく、他人に配布することは、有償、無償を問わずできない。	エルシン酸を含まない菜種「ななしきぶ」を無料配布出来る様、要件緩和を求めらる。	本プロジェクトの目的は、備後の母なる芦田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として蘇らせる。使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大気汚染対策。菜の花をいっぱい植えて花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育。休耕田や放置された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の向上。'地球環境や私たちの未来に配慮している分、'エコ価値、高い製品の製造とコミュニケーションを促進。地域基金と地域通貨創造による環境活動等への支援。住民+企業+教育機関+各自治体等が協働して'持続可能な地域自立の資源循環型社会'を実現。提案理由:本プロジェクトの目的を達成する為に、菜種の収穫は必要不可欠である。代替措置:菜種を単なる作物と捉えず、環境浄化装置として、又、環境教育のツールとして、そして、地域再生の象徴として考慮していただきたい。	C		育成者権者の許可を得ることなく、種子を配布し、自由に当該品種の栽培が行われることになれば、育成者が品種開発等に要した費用を回収することができず、新たな品種開発を行うことができなくなる。なお、「ななしきぶ」の育成者権は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が有しており、許諾の要請があれば対応している。			BINGO菜の花プロジェクト	1023070	個人	広島県	農林水産省

10 農林水産省(特区第12次提案 再検討要請) .xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100060	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づくオリーブ油原材料名表示基準の緩和	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の十三第一号、第二号 食用植物油品質表示基準第3条(1)(2)	食用オリーブ油の原材料名は、食用植物油品質表示基準により、「食用オリーブ油」と記載することとなっている。なお、原材料名の次に括弧を付して「食用オリーブ油(オリーブ果実(小豆島産))」と表示することは可能である。	現行法令によって、食用オリーブ油の原材料名については「食用オリーブ油」と表示することされているが、小豆島産のオリーブ果実から採出したオリーブ油については、その原材料名について「オリーブ果実(小豆島産)」との表示を可能とする。	小豆島産のオリーブ果実から採出したオリーブ油については、原材料表示を現状に合わせる「オリーブ果実」とすることによって、消費者への適切な情報提供を目指す。更に、「(小豆島産)」と追記することによって消費者に地域の特性を生かした製品(果実から採取したフレッシュなジュース)であるとの認知を図り、地域活性化に大きく寄与する。 提案理由: 食用オリーブ油に関する表示のうち輸入したオリーブ油を加工して販売する場合は、現行の表示が適切であるが、小豆島では物理的方法のみを用いてオリーブの果実から採油しているため、現行法の規定と現状に差異が生じている。そこで、原材料名表示基準を緩和し、現状に即した表示とすることによって輸入オイル及びそれを加工したオイル等との差別化を図るとともに、構造改革特区の第1号認定を受けて以来、栽培面積が着実に増加している中、小豆島産オリーブ油の販売や生産のさらなる拡充を図りたい。さらに、本年度は製品のイメージ向上に向けオリーブ油に関する地域食品ブランドの認証申請を行っている。	C	食用植物油脂については、原料(オリーブ油)についてはオリーブ果実)から一貫して製造している場合と、原料から持った原油を購入して製造している場合がある。このため、食用植物油脂品質表示基準では、オリーブ油については、製造方法にかかわらず、原材料名を統一して「食用オリーブ油」と記載することとしており、「オリーブ果実(小豆島産)」と記載することは認められない。 しかしながら、「食用オリーブ油(オリーブ果実(小豆島産))」と表示することは可能である。また、品質表示基準に基づき義務表示とは別の任意の表示として、「小豆島産オリーブ果実から採出したオリーブ油」と表示することも可能である。	右提案者意見を踏まえ、今後の表示基準の見直し時期を明らかにされた。	食用オリーブ油の原材料にオリーブ果実とオリーブ原油があるが、日本におけるオリーブ栽培発祥の地である小豆島では、島で収穫された果実のみを使用し、採油方法にもこだわりを持った製品が多くある。食品表示が社会問題化している中、消費者にとって真に必要な情報とは、現状に合致した表示であると考えたため、小豆島産オリーブ果実のみを原材料とした製品については、義務表示欄の原材料名を「オリーブ果実(小豆島産)」としたし、今後、小豆島産オリーブ果実のみを使用した「小豆島オリーブオイル」が地域食品ブランド「本場の本物」に認定された。なお特区対応の成否に係わらず、今後の表示基準見直しの際には、現状に即して検討願いたい。		1025010	小豆島町	香川県	農林水産省	
100070	農地を養殖池にする際の転用の緩和	農地法第4条、第5条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。	農地を養殖池として利用する場合、農地としての利用と同等とし転用を免除する	課題 ・少子高齢化、過疎化により中山間地域の農地の遊休地化が進み、今後さらに耕作放棄地の増加が予想されている。 ・平成16年に発生した中越大地震により、住民の経済的負担が増加し、耕作放棄をする人や養殖業者を縮小及び廃業する人が出ている。 ・養殖業者は、また半農半漁の形態で家族経営的な零細な経営体もあり、衰退することは地域コミュニティの崩壊を意味する。 ・地域固有の産業の強化が不可欠であり、そのために経済的な負担を減じることが重要である。 効果 農地の転用が免除されることにより、 ・耕作放棄地の解消・防止 ・農地荒廃による災害の防止 ・地域経済の発展 ・地震により経済的にダメージを受けた養殖業参入者の経済的負担の軽減等の効果が期待されるとともに、地域コミュニティの活性化が図られる。	C	農地を養殖池として整備する行為は農地を農地以外のものにする行為に当たることから、農地法に基づき農地転用の許可を得ることが必要である。 なお、特別の立地条件を必要とする水産動植物の養殖施設については、他法令の許可が得られる等事業実施の現実性及び被害防止措置の妥当性が認められる場合は、原則として転用不許可である優良農地(第1種農地)であっても例外的に転用が許可されることから、提案の趣旨を実現できる。	本提案の養殖池を目的とした農地転用については、優良農地(第1種農地)であっても例外的に許可が認められることが可能であり、実現可能と考えてよいか、右提案者意見も踏まえ再度回答されたい。本提案の市街化調整区域の線引きをしていない、農用地区域内の農地についても養殖池を水産動植物の養殖施設として永久転用の許可が可能なのか見解をお聞かせしたい。	回答によれば「特別の立地条件を必要とする水産動植物の養殖施設については、(略)優良農地であっても例外的に転用が許される」とのことだが、本提案の市街化調整区域の線引きをしていない、農用地区域内の農地についても養殖池を水産動植物の養殖施設として永久転用の許可が可能なのか見解をお聞かせしたい。		1031010	小千谷市	新潟県	農林水産省	
100080	地域の活性化を図るため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可	なし	提案内容について、当省が所掌する規制はない。	〔具体的事業の実施内容〕 都市再生機構が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人加計学園が、大学獣医学部を設置し、若者の流出を増やす地方都市に若者を呼び、大学を核として市域への食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。 〔提案理由〕 今治市、都市再生機構及び愛媛県は、3者で大学誘致に努めてきたが、大学立地は地の利(都市の利便や若者の人気)にその成否が左右されるといわれる中で不調に終わり、進学等に伴う若者の流出や人口減少により都市の活力の低下が続いている。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ特区が地の利となって地域再生を図ることが可能になる。獣医学部(科)は、これまで約40年間で新規設置されておらず、全国80人の定員の内、西日本には福井公立大学の165人が定員がなく、四国には1つも獣医学部がない。農林水産省が本年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」でも四国は産業界、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされている。このため、今治市において、新興の動物の伝染病や人獣共通の感染症に対応でき、また魚病学の研究を深めるなど先進的かつ特色のある人材養成を行いたい。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく(特区での限定的な定員増であればあまり影響はないものと考えられる。今治市及び愛媛県は、大学誘致に大学を核とする企業誘致で地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給緩和に寄与する特区を提案する。		E	提案内容について、当省が所掌する規制はない。	右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。	提案に対し、「所掌する規制はない」という回答をいただいたが、農林水産省から文部科学省に対して、定員抑制を要請しているというのではないのか。また、そういう要請を要請していないのであれば、文部科学省が本提案を認める判断をすることになって、農林水産省としては何ら支障がないものと理解してよいのかご回答いただきたい。		1037010	今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省	
100090	農家住宅取得に伴う近接する農地取得について権利移動制限の適用除外	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。また、この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域においては、10aまで引き下げることも可能となっている。	農家住宅と近接する10a以下の農地農用地域外の農地の取得について農地取得後の農地下限面積の適用を除外し農家住宅に一体化している前庭菜園の取得を可能とする。	〔現状〕 高齢化、後継者不足、効率性の低さから、農家空き家やそれに付随する耕作放棄地が増加しています。このような状況から、生活基盤、産業基盤が維持できなくなるだけでなく、環境保全や災害対策が出来なくなっています。また、伝統的祭事、神社仏閣等の地域文化はもとより、農村の景観さえ失われつつあり、住民生活の機能は低下し、集落の消滅へ危惧されています。一方、都市住民が農山村地域において家庭菜園等を楽しむ田舎暮らしのニーズは高いものの、農地法による農地の取得等の制限(50a以上)がネックとなり、農山村地域への移住が進んでいません。 〔提案理由〕 農家住宅に付随する農地は、自給的農業の性格が強く、一般の農地とは性格が異なっていますが、農地法により、小規模農地の移動制限を受けています。このまま中山間集落の高齢化が進み新しい人材が入ってこなければ、農地や環境の維持が出来ないこと、中山間地域の環境崩壊は、平坦部への環境に甚大な影響を及ぼすことは明らかです。 提案は、農村への移住者が、農地農用地域外の10a以下の農地を取得できるように提案するもので、農地の賃貸より、安定的な移住が実現できると考えます。 以上のように、本提案は、農地法の許可制趣旨に反することはないと考えております。 〔代替措置〕 移住後(農地取得後)3年間は、取得農地の利用状況を農業委員会に報告し、農地以外の利用を監視します。	C	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。 許可の際の要件の一つとして、取得後の農地面積を、原則として50a以上とすることが要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域においては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることを可能としている。 しかし、農家住宅の取得等に伴って、下限面積要件を廃止し、10a未満の農地の取得が可能となるよう措置することは、零細で非効率な農地利用を招くことから、認めすることはできない。 なお、住宅に付随する小規模な土地が家庭菜園として利用されるなど、住宅の敷地から別立して取引の対象とならない場合は、社会通念上農地法上の農地に該当しないものとして、農地法の権利移動の規制の対象外である。			1042010	多久市	佐賀県	農林水産省		
100100	特定農地貸付けに係る貸付けの期間の上限の緩和	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第3号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく特定農地の貸付け期間は、同法施行令第2条において5年と規定されている。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、を根拠として設置された市民農園の貸付け期間の上限を現在の「5年を超えない期間」から「5年を超える期間」(例えば10年など)が可能となるよう期間の上限を緩和し、貸付け期間を「5年を超える期間」(例えば10年など)が可能となるよう期間の上限を緩和することを提案する。	都市住民が、レクリエーションその他の営利以外の目的で農作業を行うことのできる市民農園であるが、「特定農地貸付けに関する法律」を根拠として設置された市民農園の貸付け期間は「5年を超えない期間」とされている。市民や農園利用者からも関心の高い小田原市の特産品である柑橘類などの果樹栽培に関しては、収穫に長い時間がかかることから事実上不可能な状態となっている。また、一般市民が自然と触れ合う手段としての家庭菜園や農園体験へのニーズは増えることこそあれ、減ることはないと思定されているが、利用者が安心して土に触れ合う期間として5年間を一貫して利用する現状は、やや心許ないといえる。更に、貸し手側についても期間の延長が長く(不利益になる)とは考え難い。 そこで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第2条の規定を緩和し、貸付け期間を「5年を超える期間」(例えば10年など)が可能となるよう期間の上限を緩和することを提案する。	C	貸付け期間の上限については、 (1) 長期間の貸付けを認めた場合、できるだけ多くの人に農地を利用してもらうという趣旨が考えられることに加えて耕作の継続が事実上既得権益化し、他の利用者の支障となるおそれがあること (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく特定農地の貸付けは、貸付け期間終了後に貸付農地を原状回復して返還することとされていることから、民法上の管理行為、すなわち短期の賃貸借に該当すると考えられ、その貸付け期間は、民法上、5年を超えないこととされていること。 を踏まえ、5年と定めている。 なお、貸付けによらず、利用者が農作業を行う方式(農園利用方式)により継続的な利用が可能である。	長期間の貸付けであっても、貸付期間終了後に貸付農地を原状回復して返還することとされているのであれば、耕作の継続が事実上既得権益化し、他の利用者の支障となるおそれはないのではないか、右提案者意見も踏まえ再度回答されたい。	本提案については、増加の一途を辿る耕作放棄地や農地農園等の再生を図るという趣旨が考えられる。同法施行令第2条第3号の市民農園の開設は、団塊世代等の中高年齢者が持つ帰農意識の高まりや近年の食の安全に対する意識変化等により今後更に有効な手段になると考えられ、開設者を限定しない「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」による貸付け期間を地権者が著しく(不利益を蒙らない程度に緩和し、利用者のニーズに即した市民農園を積極的に開設していくことは、「所有から利用への転換による農地の有効利用の促進」という農地政策の展開方向とも合致すると考えたことにより提出したものである。		1053010	小田原市	神奈川県	農林水産省	

10 農林水産省(特区第12次提案 再検討要請) .xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100110	港湾における貿易関係行政機関の窓口一元化による民間事業者の行う貿易関係業務の簡素化、迅速化	農林水産省設置法 植物防疫法 家畜伝染病予防法 狂犬病予防法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	港湾における輸入に関する検査業務としては、検査の目的に応じて、農林水産省動物検疫所及び植物防疫所による動植物検疫のほか、財務省税関による通関、厚生労働省検疫所による食品検疫が、それぞれの法令に基づいて行われている。	各港湾の貿易にかかる各府省システムについて府省共通ポータル化への取り組みがなされているが、貿易サービスの高度化のためは、現地に於ける各種検査業務等も併せてポータル化(窓口一元化)を構築する必要がある。このためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係府省庁の設置を緩和すべきである。	下関港は、朝鮮半島や中国との近接性から、貿易のスピードを要求する貨物が集まる港湾である。 このような港湾と在り、税関など貿易に関する業務を行う関係官庁にも多大な協力をいたさ、下関港は、円滑な貿易の基盤となってきたが、東アジアの経済発展に伴い、貿易スピードの向上に対する要求は、下関港においても増加していく傾向にあり、貿易にかかる業務を円滑に行うことが、ますます重要となってくる。 わが国の貿易にかかる手続きは、それぞれの所管の省庁が多く関与していることに特徴があり、手続きの煩雑になっているとの指摘がある。 これについては、税関を中心とした積極的な取り組みにより、平成20年10月に、「次世代デジタルウィンドウ」(府省共通ポータル)として、貿易にかかると各府省庁のシステムが調和し、各種ドキュメントの電子化が促進され、迅速化が期待される。 しかし、港湾における手続きの簡素化等は図れるが、一方で、この申請手続きに伴い現地で行われる貿易にかかる各種検査業務等についてはポータル化されないため、煩雑性は引き続き残ることとなる。 これを解消するためには、植物検疫、食品検疫、税関等の現地検査業務等もポータル化(窓口一元化)を行う必要がある。これにより、申請手続きの簡素化に併せて現地検査業務等も窓口一元化されれば、さらなる簡素化、通関スピードの向上及び民間事業者の負担軽減等が図れる。	C	港湾における輸入に関する検査業務については、法令に基づくそれぞれの検査の目的を達成するため、必要な技術、知識、設備等が大きくなっており、それぞれ別の検査を受ける必要がある。 ただし、一つの輸入貨物について、複数の官署による検査が必要な場合には、受検者から要望があれば受検者の意向を聞いて検査の時期を調整し、それぞれの検査を可能な限り同時に行えるようにする等、利用者の利便性向上に向けて改善に努めているところである。					1054010	下関市	山口県	財務省 厚生労働省 農林水産省
100120	農地転用に係る市街化の指標の基準緩和の要望	農地法第4条第2項第1号ロ 農地法第5条第2項第1号ロ 農地法施行令第1条の13第1号 農地法施行規則第5条の12第2号 農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10補改8第1067号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(4)のアの(イ)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。 次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可可能な農地としている。 ・水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内に2以上の公共公益的施設施設が存在すること ・申請に係る農地から300メートル以内に次の施設が存在すること イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場 ロ インターチェンジ ハ 都道府県庁、市役所、区役所、町村役場 ニ その他イからハまでに掲げる施設に類する施設 ク 住宅や事業用施設、公共施設等が連続していること ケ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること コ 都市計画法に規定する用途地域が定められていること ク 土地区画整理事業の施行に係る区域	農地転用で3種農地の基準に、市街化の指標として郵便局がありますが、この程度、郵政民営化により、郵便局を市街化の指標から削除することとなりました。郵便局を市街化指標に指定するか否かは、代替措置として義務教育学校、地域住民集会所、学校、地域住民集会所、施設の設定を強く望むところです。	東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も微増であるが増えて来ており、町の発展と活性化のためには、定住者を増やし地域を元気にする必要があります。1985年に写真の町を宣言し、24年間に亘って地域起こしに努め、町の魅力を多くの方に発信し活気溢れる農村を目指しています。東川町は、中心市街地と4つの小学校区毎に集落を形成していますが、農業就労者の高齢化と過疎化の進行により、市街地以外における人口の減少はコミュニティの低下を招き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による活性化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と繁栄に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集会所・郵便局・商店・工場などを拠点として各地域における自治活動を展開しており、市街化の指標から郵便局を無くすると町計画する活性化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一部を非農用地域とし、地域自治活動の中心地として活性化集落の形成を目標としています。民営化によるものであれば、国策が民営化されても改正されませんが、バスやモーターは民間が主であるの何故指標となっているのでしょうか。町としては、活性化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街化指標の変更について左記のとおり要望するものです。	C	市街地化は、鉄道の駅、インターチェンジ、都道府県庁などを中心として形成されていくのが通常である。そのため、農地転用許可制度においては、鉄道の駅、インターチェンジ、都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場を市街地化を誘引する施設として位置付け、農地法施行通知において、郵便局を都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場に類する施設として併列してきたところである。 しかしながら、今年10月1日に郵便局が民営化され、都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場に類する施設として位置付けられなくなったことから、施行通知を改正し、併列から除いたところである。したがって、郵便局を再度、市街地化の指標として扱うことは適当でない。 また、この提案の義務教育学校、地域住民集会所については、一般的に地域に既に居住する住民に対応して設置されるものであり、その設置による市街地化の誘引効果は、鉄道の駅等に比較すると小さいと考えられる。したがって、要件においてはこれらの施設を鉄道の駅、インターチェンジ、都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場と同じように市街地化の指標として扱うことは適当でないと考えられる。	民営化されたことにより郵便局の機能が変更されるものではないかと懸念されている。郵便局は、市街化の誘引効果に特段の影響を及ぼすとは考えられない。民営化以前より設置されている郵便局については、引き続き市街化の指標として扱うことはできないかと、右提案者の意見も踏まえ、再度回答された。			1055010	東川町	北海道	農林水産省	
100130	生産調整外作付目的の拡大	生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日18総食第778号)	バイオ燃料の原料用等新たな需要が見込まれる用途に供することを目的に、非食用として生産される米については、生産調整方針の運用に関する要領の規定に基づき、生産調整上、主食用水稲生産の外数として扱うことが可能である。	現行法で規定されている生産調整外の水稲生産については、一定要件を満たしている場合には、その作付を可能とする。	休耕田及び転作田にて米穀の作付を行い、当該原料を用いた国内産バイオエタノールの生産を目的とする。 現在、バイオエタノール研究を行うに当たっては、生産調整外とあっても自動的に合致する項目がなく、研究及び実証に向けた取組に支障をきたしていることから、工業向け利用を前提とした米穀生産を可能とする。 これにより、日本農業の復興、農業者所得の向上、農地復興、治水機能向上による防災対策、国内エネルギー自給率の向上ほかにつながる。 作付にあたっては他生産調整外作付と同様、水稲品種、生産予定数量等、収穫後保管場所、エタノール精製方法などを明確にした上で、地方農政事務所への申請を行うこととするにより、生産調整方針に背(反)とはならない。	D	バイオ燃料の原料用等新たな需要が見込まれる用途に供することを目的に、非食用として生産される米については、生産調整方針の運用の規定に基づき、生産調整上、主食用水稲生産の外数として扱うことが可能である。	右提案者意見を踏まえ再度回答された。			1056810	みやぎ未来バイオ合同会社	宮城県	農林水産省	
100140	土地改良法第15条の特例	土地改良法第15条	土地改良区は、その区域内の土地改良事業及び土地改良事業に附帯する事業を行うことができる(土地改良法第15条)。	現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	前回提案の際、土地改良区の性格から収益的業務が認められないということだったが、再度提案するのは次のような理由からである。当市のような中山間地域においては農業農家が少なく、担い手の高齢化も進行している中、集落の農村環境を取り巻く状況は悪化している。近年、この打開策として集落法人による持続的な農業経営を通じて農村環境の維持と質的向上を図ろうとする手法が示されたところである。 しかしながら、この集落法人設立には一定の資本金が必要となることや収益を上げ安定的な収入が当面確保できないことなどから若年層を中心とした担い手の確保が困難な状況から、集落法人設立に至るケースはあまり多くないのが現実である。 こうした中、土地改良区はこれまで土地改良事業を通じて、地域内における歴史的・地理的・社会的に精通した知識を保持しており、地域における人的なつながりも濃厚で地域課題にも精通しているにも拘らず、現在ではその役割を備った小規模で維持修繕的な土地改良事業が主な業務に終始している。又、市町村合併により旧町村単位で設立していた個々の土地改良区を合併し業務の効率化を図っているところであるが、本来業務を維持するにも経済的困難により市の補助金である運営費によりかろうじて存続を保っているものである。このままでは、近未来的に今まで培われてきた豊富な知識の伝承が途絶えることになり、地域の農村環境維持の礎を失うことまで至らざるを得ない。そこで、早急に土地改良区の活用を最大限に図り、持続的な農業経営を可能とする集落法人設立促進のため、適度的に土地改良区がその任に当たることができる体制を早急に確立する必要がある。 このことを実現するため法の特例措置を求めるものである。	C	土地改良区は、事業施行にあたって当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得た上で、都道府県知事の認可を受けて設立されるものであり、その際、不同意者も含めて当該地区内の事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。 また、事業実施に必要な費用については、組合員への賦課金によることを前提としており、事業実施により損失が生じた場合にも最終的には賦課金として組合員の負担となるものである。また、納納者に対しては、強制徴収権も付与されているところである。 このように土地改良区は、土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・権能を持つ法人であることから、その業務範囲は、土地改良事業を適切かつ安定的に実施する観点から、土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。 したがって、収益を伴う農活動土地改良区が実施することは、土地改良区の性格上、認められない。					1064040	三次市	広島県	農林水産省
100150	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づき(農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となること要件となっている。 また、この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げる事が可能となっている。	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法は、小規模農地の権利移動を制限し、効率的な農業経営のため許可制を採っていることは理解している。 しかし、三次市のように高齢化が進み、担い手不足が依然として解消されない中山間地域においては、都市から移住してきた新規就農者等の小規模な農家であっても、将来において地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材であると考えており、そうした新規就農者が土地を取得しやすくなるよう、一定の要件を満たす地域における土地取得下限面積要件の廃止を提案するものである。 また、特定農地貸付法や市民農園整備促進法等での賃借も考えられますが、賃借では地主の種家として賃借を決めて定住してきた人たちの思いは汲み取れない、固定資産税や相続の問題等は後々も継続していき、農地取得するといふ形での就業を実現させていきたいと考える。	C	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。 許可の際の要件の一つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となること要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることが可能となっている。 しかし、一定の地域の新規就農者に限り下限面積要件を廃止し、10a未満の農地の取得が可能となるよう措置することは、零細で非効率な農地利用を招くことから、認められない。				1064050	三次市	広島県	農林水産省	

10 農林水産省(特区第12次提案 再検討要請) .xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	指番号	指番号	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管関係官庁
100160	青森県太平洋海域の水産資源の有効利用のための漁獲可能量等の管理に関する協定の認定の緩和	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第13条第1項(第2項)では「大臣管理量(知事管理量)」に係る採捕を行う者は当該大臣(知事)管理量に係る特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の大臣(知事)の認定を受けることができる」と規定されている。ただし、するめいかについては、現在、同法施行令により、法第13条の適用が除外されている。	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下、法)において、第一種特定海洋生物資源(以下、TAC魚種)の内、するめいかを採捕する者が協定を結ぶに当たり、指定漁業等は農林水産大臣が管轄し、知事管理漁業は知事が管轄することと区別されている。これについて、するめいかの漁獲が特に集中している青森県太平洋海域においては、するめいか漁業者が協定を結ぶに当たり、指定漁業等、知事管理漁業に区別することなく認定を受けることができるよう法第十三条第一項及び第二項の規定を緩和してほしい。なお、認定は、農林水産大臣より受けることができるものとし、農林水産大臣は、認定しようとするときには青森県知事の意見を聞かなければならないものとしたい。	TAC魚種であるするめいかは、青森県の漁獲量の約19%、金額の約24%をしめる青森県最重要魚種の一つである。また、するめいかについて漁獲割当を受けている指定漁業等の内、大中型まき網では漁獲量の約83%を、沖合底曳網漁業は約38%を青森県太平洋海域で漁獲しており、ことから、青森県海域は、するめいかの資源管理を行う上で非常に重要な海域であることが理解できる。そのため、青森県海域では、するめいか漁業者全体が指定漁業等、知事管理漁業を問わず一体となって協定等を締結する等しい資源管理を行うことができるよう法第十三条第一項及び第二項では、協定の認定の管轄について漁法により区別し、指定漁業等は農林水産大臣が、知事管理漁業は都道府県知事が管轄する規定となっているため、するめいか漁業者全体が一つにまとまった協定を締結することは難しい。そのため、法第十三条第一項及び第二項の漁法による区別を一つにまとめ、認定を受けることができる規定に緩和することを提案する。認定は、農林水産大臣より受けることができるものとし、農林水産大臣は、認定しようとするときには青森県知事の意見を聞かなければならないものとしたい。	E		するめいかについては、現在、同法施行令により、法13条の適用が除外されている。なお、ご提案の内容については、海洋水産資源開発促進法第13条に基づき、資源管理協定(一定の海域における海洋水産資源の利用の合理化を図るための当該海域における海洋水産資源の自主的な管理に関する協定)を締結し、行政庁の認定を受けることにより実現可能である。	右提案者意見を踏まえ再度回答された。	適用除外は、法の附則にある適用の特例を元にした法施行令による適用除外ですが、いずれは特例が解除されるものと思量されたため、法についての規制緩和を提案しました。特例が解除された際には、規制の緩和について検討いたします。なお、本提案はTAC法における協定についての内容としております。TAC法における協定は、特定生物資源について配分された漁獲可能量の管理を補完する点で「公的な性格」が強い協定であることから、海洋水産資源開発促進法における資源管理協定とは性格が異なるものと考えております。	1067010	青森県	青森県	農林水産省	
100170	株式会社等による農地の購入、所有	農地法 農地法施行令	農地の所有権の取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。	リース方式に限定した株式会社等の農業参入への規制を改めて、株式会社等が農地を購入、所有できる構造改革特区をつくる	すでに実施されているリース方式の参入の導入においては、多くの反対にも関わらず特区での成功と全国規模での規制緩和という順序をたどり、株式会社等の農業参入が実現した。しかし、リース方式では安定的な経営にとつてのリスクも大きいので、さらなる担い手としての株式会社等の参入促進のためには特区において株式会社等の農地の購入、所有を可能にする。そして、成功すれば、全国での農地取得へと展開することが出来る。産業物販理のような農業以外の目的で土地を使用したものに関して、それを排除することを可能にする再規制を行う。	C		農地の所有権については、賃借と異なり、一旦移転すると元に戻すことが難しく、農業生産法人以外の一般の株式会社に農地所有を認めることは、農地の投機的取得・農業からの撤退による広範囲での農地の荒廃・廃棄物処理のような農業以外の目的での土地使用等についての懸念があることから、適当でないと考えている。なお、事後的な監視として、農地の利用状況を常時チェックする体制を整備することは、現在の農地等の権利移動の際のチェックと比べて、多大なコストとそれに伴う国民の負担増が生じること等から困難であると考えている。	右提案者意見を踏まえ再度回答された。	現在の日本の農業の構造的課題は、耕作放棄地の拡大と担い手の不足にある。この二つの課題に対して対策を打つために、株式会社等の農業への参入を促進する必要がある。貴省の回答は、株式会社等五議に基づいている。株式会社等が、投機的取得や農地の転用目的での使用を行うとする根拠は何か、監視のコストが上がりというが、リットが上回ることを、どの程度のコストが監視に必要なのか、全国で性急に規制緩和するのではなく、まず特区で実験的にやってみることは出来ないのか。	1078010	個人	神奈川県	農林水産省	
100180	農薬の後発品(ジェネリック農薬)の登録に係る申請要件の緩和	農薬取締法 第2条	製造、加工、販売される農薬については、先発品農薬(新規で登録された農薬)であるとして、後発品農薬(既登録農薬)であるとして、後発品農薬に当たって、審査に必要となる事項についての試験成績等の提出が必要となる。なお、後発品農薬については、「平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農薬園芸局長通知」により、試験成績書の記載事項の一部が緩和されている。	農薬の登録については、すでに農林水産大臣の登録を受けた農薬(以下「先発品」といふ。)の特許期間の満了後に製造・販売される、先発品と薬効、薬害、毒性及び残留性が同等である農薬(以下「後発品」といふ。))についても、先発品と同様の試験を製造者又は輸入者に行い、その成績を記載した書類を提出する必要がある。このため、後発品の開発費用及び開発期間についても、先発品と同様に必要となるのが現状である。しかし、医療費抑制を目的とした医薬品における取組と同様に、農薬についても、食料供給コスト削減という観点から、後発品については先発品との同等性を証明することによってその登録を可能にすることで、後発品の開発費用及び開発期間を大幅に削減し、より安価な農薬を製造可能な環境を整えるべきである。また、後発品市場を狙った新規参入企業の増加により経済の活性化に寄与することも期待される。新たな農薬の開発には、およそ10年の歳月と数十億円にのぼる経費を必要とすると言われているが、後発品(いわゆる「ジェネリック農薬」)の登録にかかる申請要件の緩和措置により、農薬の製造コストの大幅な削減及び農薬の製造・販売競争の促進による農薬販売価格の低減が期待される。これにより、農産物の生産コスト(生産資材費)が削減され、生産者及び消費者の利益が増大する。また、国内農産物の国際的な価格競争力が強化され、国内外における国内農産物の需要拡大にも寄与するものと考えられる。	現在、我が国における農薬の登録については、先発品の特許期間の満了後に製造・販売される、先発品と薬効、薬害、毒性及び残留性が同等である後発品についても、先発品と同様の試験を製造者又は輸入者に行い、その成績を記載した書類を提出する必要がある。このため、後発品の開発費用及び開発期間についても、先発品と同様に必要となるのが現状である。しかし、医療費抑制を目的とした医薬品における取組と同様に、農薬についても、食料供給コスト削減という観点から、後発品については先発品との同等性を証明することによってその登録を可能にすることで、後発品の開発費用及び開発期間を大幅に削減し、より安価な農薬を製造可能な環境を整えるべきである。また、後発品市場を狙った新規参入企業の増加により経済の活性化に寄与することも期待される。新たな農薬の開発には、およそ10年の歳月と数十億円にのぼる経費を必要とすると言われているが、後発品(いわゆる「ジェネリック農薬」)の登録にかかる申請要件の緩和措置により、農薬の製造コストの大幅な削減及び農薬の製造・販売競争の促進による農薬販売価格の低減が期待される。これにより、農産物の生産コスト(生産資材費)が削減され、生産者及び消費者の利益が増大する。また、国内農産物の国際的な価格競争力が強化され、国内外における国内農産物の需要拡大にも寄与するものと考えられる。	C		農薬の登録に当たって、農薬取締法に基づき(審査は、国民の健康保護、生活環境の保全のために最低限必要なものであり、規制を緩和すれば、国民の健康や生活環境に悪影響を与えるおそれがあることから、現行以上の試験成績書の記載事項の緩和を行うことは適当ではない(後発品農薬については、「平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農薬園芸局長通知」により、試験成績書の記載事項の一部が緩和されている。))。なお、農薬は、農家のみならず一般家庭においても広く使われる一方、医薬品は、医師等の専門家による服薬指導等を通じて使用されるものであり、安全性に係る要件緩和について単純に比較することは適当ではない。	右提案者意見を踏まえ再度回答された。	現行の後発品農薬に係る試験成績書の記載事項の一部緩和措置については、次の2点について更なる緩和を求めるものである。後発品農薬製造者等が試験成績代替書を提出できるか否かは、事実上、先発品農薬製造者等の同意に係る任意の判断に委ねられており、両者が利害対立関係(営業上の競争関係等)にある場合は、同意を得ることは極めて難しいと考えられることから、当該規定を緩和すること。15年以上前に提出された試験成績の一部をもって試験成績代替書を提出することができる規定であり、更なる規制緩和が必要である。なお、本意見の詳細については、別添補足資料のとおりである。	1085010	株三井物産	東京都	農林水産省	
100190	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	農地法第4条、第5条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。	Zha超4ha以下の農地転用の際の国への事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一の許可基準で運用されている。国が全国的視野に立つて総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はないと考える。	C		農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく(開発行為と距離を置いて、全国的な視野に立つて客観的かつ総合的に判断)する必要があると考えている。また、総合規制改革会議の第3次答申やまちづくり三法改正の際の国会での議論等、近年、優良農地を確保するための農地の転用規制を強化すべき旨の指摘が各府県から出されているところである。このように考え、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。なお、4ha超の農地転用許可の判断に当たっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。	右提案者意見を踏まえ再度回答された。	農地転用の許可事務は、全国統一の許可基準によって法令化、運用されており、県の自治事務として厳格な取扱い、運用はできると考える。優良農地対策は、国と同様に県も重要事項であり、責任を持って判断を行っている。対象面積で許可権限を区分することに合理的な基準はないと考えが、4haは用排水処理の単位となる一団の農地(平均的な農区)で、8ha(2区画)であっても周辺農地に与える影響等について、国が行う慎重な判断と同様に県が慎重に総合的な判断を行うことはできると考える。なお、農地の転用規制を強化すべき旨の指摘があることについて、許可基準の見直しで対応すべきことではないかと考える。	1093110	兵庫県	兵庫県	農林水産省	
100200	入会権の相続権利確認等に係る事務手続の簡略化	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第2条第2項、第3条、第4条、第5条	入会林野の整備を行う場合、入会権者全員の整備計画の合意及び入会林野に権利を有する者(関係権利者)全員の権利放棄の同意が必要である。	共有林野について、入会権者が戦後外国に渡り不明の場合や死亡により相続人不明の場合等には、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって、官報で公告するなどして、権利を確定できるようにし登記可能とする。	市内には、明治時代に80名以上で登記された共有林野が数多く存在する。登記を実施しようとした場合、入会権利相対人は2000人以上と推測され、入会権消滅の相続確認事務に多大な労力と時間を要し、現実的に登記ができない状態となっている。また、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき林野整備を実施する場合においては、整備意思確認のため入会権者全員の同意取得が必要となるが、過去において取り組みを実施したものの、長い期間と多額の費用を要し計画を断念した経緯もある。さらに、これらに該当する筆数は100を超えており、道路改良や森林環境整備などの公共事業による土地の取得などに支障をきたしている状況である。このようなことから、権利者不明及び相続権利者の権利消滅を容易にし、所有権を確定し登記することを可能とするため、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって官報で公告などにより、入会権者を確定できるようにする。又は整備計画の作成意思の確認及び権利消滅に係る入会権者全員の同意取得を不要とする。	C		入会権や入会林野に権利を有する者のうち、行方不明者の取扱い、集落の償還により異なる(民法第263条、第294条)。集落から転出しても、入会権や関係権利を失わないという償還がある場合には、行方不明者といえども、その者から整備計画の合意や権利放棄の同意を受けなければ、当該権利者に対する一方的な財産権の侵害に当たり、憲法に抵触するおそれがある。一方、集落から転出した者は入会権や関係権利を失うという償還がある場合には、行方不明者についての合意や権利放棄の同意は不要である。なお、行方不明者については、家庭裁判所に対する不在者の財産処分申立等の手続により、共有林野に係る権利関係を明確化することは可能である。	右提案者意見を踏まえ再度回答された。	回答で、地域において権利消滅の償還がある場合、行方不明者についての合意や権利放棄の同意は不要。さらに家庭裁判所の申立てにより権利の明確化は可能であると確認されたが、実際の業務では登記名義人への権利関係の事実確認や、行方不明者への追跡調査など依然として時間と労力がかかるものと推測される。このことから、具体的な要望として、現在の入会権者以外の登記名義人への権利確認を、現在の入会権者の同意をもって官報で公告するの代替として、明認方法として入会地現地に立て看板を設置し告示することにより同意を取得したものとするなどして、権利確定できないか再度検討をお願いしたい。	1097010	田村市	福島県	法務省 農林水産省	